

関西電力(株)大飯発電所3号炉及び4号炉の 設置変更許可申請書に関する審査について

令和2年2月
原子力規制委員会

目次

1.	審査の経緯	p. 2
2.	特重施設を構成する設備	p. 3
3.	所内常設直流電源設備（3系統目）	p. 4

1. 審査の経緯

平成25年7月8日 新規制基準施行

新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）等を設けることを要求

また、特重施設等については新規制基準の施行日から5年間の経過措置を規定

平成28年1月12日

設置許可基準規則※¹の一部改正

経過措置規定の起算点を、新規制基準の施行日から、新規制基準に適合するための本体施設等※²に係る工事計画認可の日（大飯3，4号炉：平成29年8月25日）に変更

平成31年3月8日

関西電力から、大飯3，4号炉の設置変更許可申請書を受理

（令和元年12月26日及び令和2年2月5日に一部補正）

平成31年3月19日～

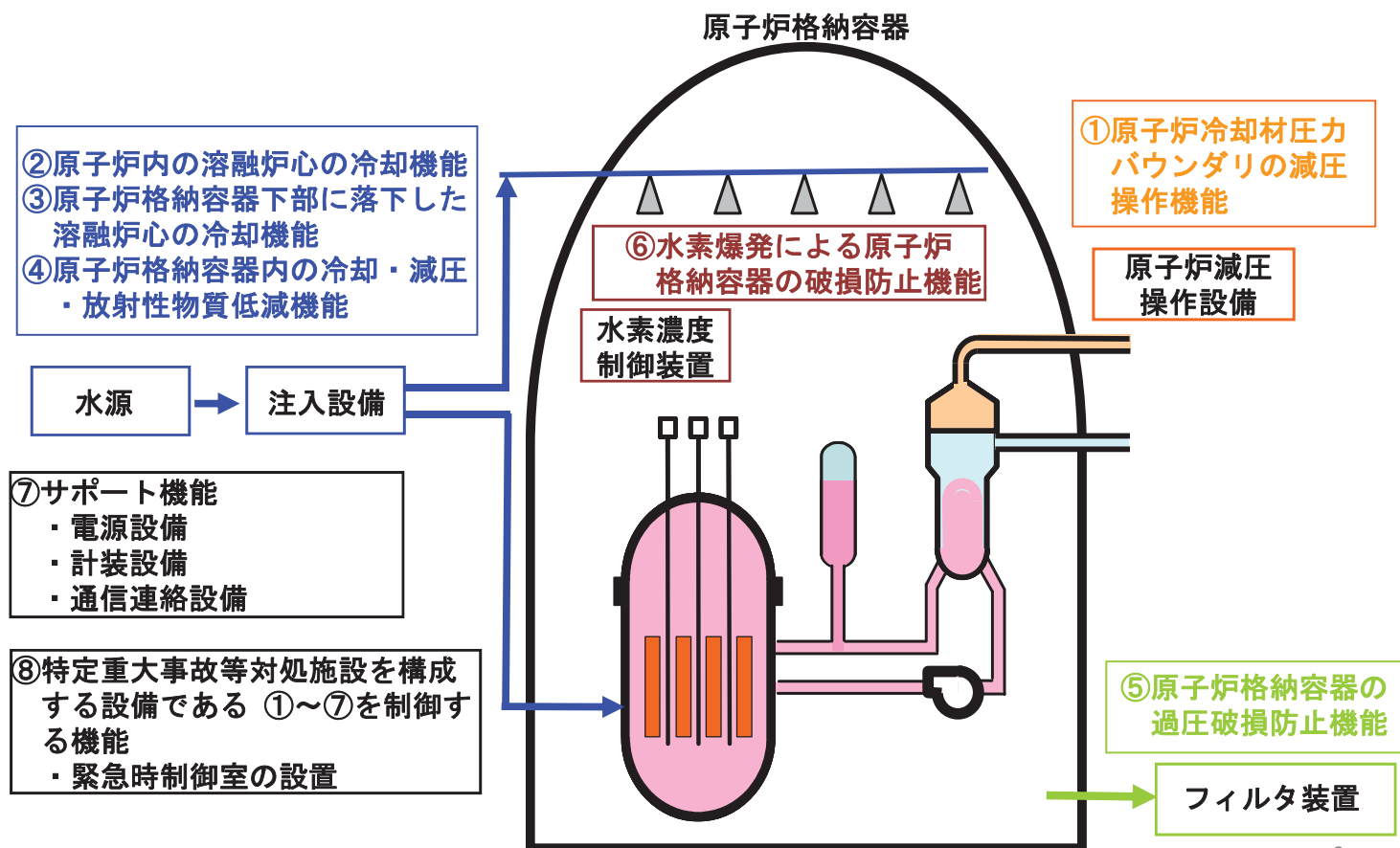
特重施設に関する審査会合を実施（計16回）

※¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※² 特重施設等以外の施設及び設備

2

2. 特重施設を構成する設備



※系統構成はイメージ

3

3. 所内常設直流電源設備（3系統目）

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、3号炉・4号炉について特定重大事故等対処施設の建屋に、新たに蓄電池（3系統目）を設置する。

